

# 共済は仲間同士の助け合い 絶対お得

詳しくは埼玉教組ホームページ <http://kyouiku-net.org>から

共済は、相互扶助を目的とするため儲ける必要は一切ありません。ですから、掛金は給付に必要な経費と運営に必要な経費があればよいのです。一方民間保険は、企業としての利潤追求を目的としています。これが共済と保険の根本的な違いです。

**結婚したとき**  
お祝い金 10,000円

**出産したとき**  
お祝い金 5000円

**結婚記念日に**  
お祝い金 20,000円  
(満15,25,35年のいずれか1回)

**独身の方に**  
クリスタル給付 20,000円  
(加入期間10年以上かつ40歳以上の独身で  
慶事祝い金を受けたことがない方)

**本人が亡くなったとき**  
10万円+掛金全額

- 病気療養見舞金.....1万円  
(連続して30日以上病気欠勤。ただし給付は1年に1回)
- 火災見舞金.....最高 10万円
- 自然災害見舞金.....最高 10万円  
(地震災害を含む)
- 床上浸水.....1万円
- 床下浸水.....5千円
- 救助法適用見舞金.....5千円



**配偶者が亡くなったとき**  
30,000円

**子どもが亡くなったとき**  
(未婚・未就業・25歳未満)  
20,000円

**親が亡くなったとき**  
(実父母・義父母・養父母 2回まで)  
10,000円

月々600円  
それが全額戻ってくるの給付

## 越教組ニュース

越谷市教職員組合  
情宣部  
14.06.24(火)  
Tel 988-3281  
Fax 988-3283

加入を希望される方、もっと詳しく知りたい方は、お近くの越教組組合員、または埼玉県教職員共済会(048-824-2759)まで



### オプション (月々150円で) 教職員賠償責任共済に加入できます

損害賠償金と訴訟費用の給付が最高5000万円となり、損害賠償の有無を問わず見舞金も増額。さらに、弁護士による相談も初期相談も充実。特に運動部顧問の先生にお勧めです。掛け金は150円/月とペットボトル1本分でOK。

損害賠償共済金	業務中に起こった事由について損害賠償責任を負った場合	最高5000万円
争訴費用共済金	訴訟・仲裁・和解・調停についての費用負担をした場合	最高5000万円
初期対応費用共済金	弁護士による初期相談の費用や損害の防止・軽減に係わる費用負担をした場合 弔慰金 入院見舞金 見舞品費用	最高100万円

右の給付については、損害賠償の有無を問いません  
1名につき20万円限度  
1名につき10万円限度  
1名につき5万円限度

### 折り鶴の行方

言われてみれば、ちょっと気になるお話

今年も「埼玉人権を考えるつどい」に向けて、短冊書き・折り鶴・行燈作りをしなければならない季節がやってきました。「人権教育」の大切さは分かりますが、活動は各校教育課程に定めています。上記の活動は、教育課程として計画されておらず、いわば教育課程外の活動です。その教育的意義と労働軽減が叫ばれる中、その妥当性を考え直す時期にきていると思います。

さて、今回の話題は「千羽鶴」作りです。学校によっては1年生から作らせる学校もあるようです。折り方を懸命に教えた挙句、形の崩れた鶴を一羽一羽手直ししたり、初めから宿題にして親の手をかりたりと、あの手この手で対応しています。また鶴を糸でつなぐ作業も、保護者のボランティアに頼ったりしている学校もあると聞きます。

このように苦勞して作り上げた千羽鶴——。集会には飾られるようですが、その後はどうなるのでしょうか。子どもには「震災の被害者を励ますため」と伝えているのだから当然被災地に届けられているだろうと思い、質問したことがあります。ところが…「届けていない」とのことでした。とすれば、あの千羽鶴はどこへいくのでしょうか。どこかの倉庫？ それとも焼却炉？ そう考えると、鶴を折らせる活動がいっそう虚しく感じてきます。

6月30日ボーナスカンパ お願いします。